

5 雇用継続給付関係（高齢）

（1）高年齢雇用継続給付（受給資格確認）

① 受給資格

- ・ 60歳以上65歳未満の一般被保険者であること。
- ・ 「被保険者であった期間」が通算して5年以上あること。

○通算することができる場合
離職した日の翌日から再就職した日の前日の期間が1年以内かつ、その間に求職者給付及び就業促進手当を受けていないとき

※60歳到達日に「被保険者であった期間」が5年に満たない場合、5年到達日が要件該当日となります。

② 受給資格確認時の必要書類

- ・ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票（「申請者氏名」欄に記名）
- ・ 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書
- ・ **振込先口座確認資料**（本人名義の「普通預（貯）金口座通帳」の写し等）
- ・ **年齢確認書類**（運転免許証、住民票など。マイナンバーの届出がある場合不要）
- ・ 賃金台帳・出勤簿（必要に応じて）

5 雇用継続給付関係 (高齢)

③ 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書 の記載上のポイント

例) 生年月日 S 39.7.23 60歳到達 (誕生日前日) 時点で被保険者であった期間が5年以上ある場合

⑥60歳に達した日等の年月日	令和6年7月22日			⑦60歳に達した者の生年月日	昭和39年7月23日		
⑧ 60歳到達～期間 (60歳に達した日の翌日：7月23日)	⑨	⑩ 賃金支払対象期間	⑪	A	B	計	⑬ 備考欄
6月23日～60歳に達した日等	21日	7月1日～60歳に達した日等	15日				未計算
5月23日～6月22日	21日	6月1日～6月30日	21日	210,000			
4月23日～5月22日	21日	5月1日～5月31日	21日	210,000			
3月23日～4月22日	21日	4月1日～4月30日	21日	210,000			
2月23日～3月22日	21日	3月1日～3月31日	21日	210,000			
1月23日～2月22日	21日	2月1日～2月29日	21日	210,000			
		1月1日～1月31日	21日	210,000			

6か月分まで記載

5 雇用継続給付関係（高齢）

（2）高年齢雇用継続給付（支給申請時）

① 支給対象期間に支給された給与を基に計算します。

例1）賃金月末締、翌月10日払いの場合

支給対象年月：5月、6月 … 5月支給（4月締）、6月支給（5月締）

例2）賃金20日締、当月末日払いの場合

支給対象年月：5月、6月 … 5月支給（5月締）、6月支給（6月締）

② みなし賃金（減額）にご注意ください。

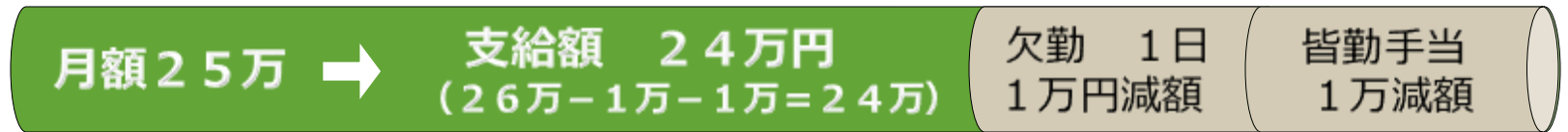
- ・ 本人の責めに帰すべき理由（本人都合による欠勤・遅刻・早退・懲戒など）
- ・ 疾病又は負傷、妊娠、出産、育児、介護、他（同盟罷業、怠業、争議行為等）
- ・ **事業所の休業**

上記理由により、賃金の減額対象となった日がある場合は、支給対象月に支払われた賃金に減額部分の金額を加算した金額「みなし賃金額」へ記載します。この場合、**「みなし賃金額」が支払われたものとみなして賃金低下の判断をします。**つきましては、支給申請書の19・20・21欄にみなし賃金の算出方法など記載するようお願いいたします。

5 雇用継続給付関係 (高齢)

STUDY①

例) 日給月給者 (基礎日数 25日) で、基本給 25万円・皆勤手当 1万円の方が、1日欠勤をした場合

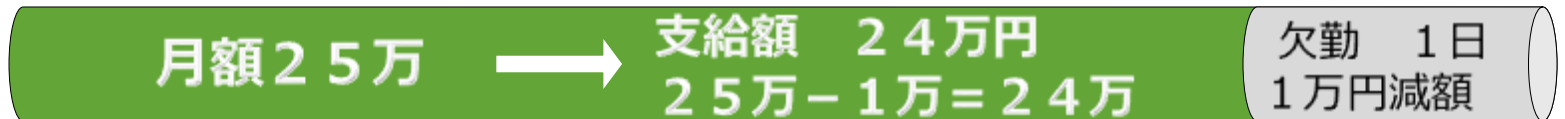


- 「支給対象年月に支払われた賃金額」 : 240,000円
- 「賃金の減額があった日数」 : 1日
- 「みなし賃金額」 : **260,000円**

みなし賃金額は
基本給以外の
給与も含まれます

STUDY②

例) 日給月給者 (基礎日数 25日) で、基本給 25万円の方が1日休業して、休業手当 6千円支給された場合



休業手当
6,000円

- 「支給対象年月に支払われた賃金額」 : 246,000円
- 「賃金の減額があった日数」 : 1日
- 「みなし賃金額」 : **250,000円**

5 雇用継続給付関係 (高齢)

STUDY③

例) 日額1万円の日給制で所定労働日20日の方が、2日間欠勤、休日出勤を2日した場合

1日10,000円×18日
→ 支給額180,000円

欠勤2日
20,000円

休日出勤

12,500円×2日=25,000円

- 「支給対象年月に支払われた賃金額」 : 205,000円 (18,000+25,000)
- 「賃金の減額があった日数」 : 2日
- 「みなし賃金額」 : **225,000円** (205,000+20,000)

※この場合、休日出勤ではなく、休日を変更する「振替休日」により欠勤していなければ「みなし賃金額」がなくなります。

→ポイントは休日出勤し、出勤日を休日とする合意があったか否か。

5 雇用継続給付関係 (高齢)

STUDY④

例) 時間給 1,250円・1日8時間勤務、通勤手当1日200円、所定労働日20日の方が2日間欠勤し、2時間遅刻した日が1日ある場合

時給 1,250円 × 142h

→ 支給額 177,500円

欠勤2日+2h
22,500円

通勤手当 200円 × 18日

→ 支給額 3,600円

欠勤2日
400円

- 「支給対象年月に支払われた賃金額」 : 181,100円 (177,500+3,600)
- 「賃金の減額があった日数」 : 3日
- 「みなし賃金額」 : **204,000**円 (177,500+3,600+22,500+400)

5 雇用継続給付関係 (高齢)

STUDY⑤

例) 4月と10月に通勤手当(40,000円6か月分)がまとめて支給される場合

○それぞれの月に割り振ります。

$$40,000円 \div 6 = 6,666.666\dots$$

○各月に割り振りし、端数は最終月に割り振る

4月	6,666円	5月	6,666円	6月	6,666円
7月	6,666円	8月	6,666円	9月	6,670円 (端数の4円含む)

STUDY⑥

例) 前職(3月31日付退職)でも支給を受けていた方が、月末締め、翌月10日支払いの会社に4月1日より入社

○初日から末日まで継続して被保険者であった月が「支給対象月」となります。

⇒しかし、支給対象月の4月に支払いがないため、支給対象外となります。

○3月末まで在籍していた前職分の賃金の支払いが、4月にあった場合についても、4月は前職の事業所について雇用月ではないため含めることはできませんので、ご注意ください。

5 雇用継続給付関係 (高齢)

STUDY⑦

例) 月末締め当月末日支払 ⇒ 4月から月末締め翌月10日支払に変更となった場合

3月1日～3月31日締め分 3月31日支払
4月1日～4月30日締め分 5月10日支払 → 4月に支払われる賃金額なし

○変更後の支払われた賃金（5月分支払額）を、支払のない月に支払われた賃金とする。

	3月	4月	5月	6月
支給額	300,000 (3月締め分)	0	250,000 (4 月締め分)	260,000 (5月締め分)
申請書記入	300,000	250,000	250,000	260,000

STUDY⑧

例) 月末締め翌月10日支払 ⇒ 4月から月末締め当月末日支払に変更となった場合

3月1日～3月31日締め分 4月10日支払
4月1日～4月30日締め分 4月30日支払 → 4月に2か月分の賃金額あり

○そのまま2か月分（4月10日支払、4月30日支払）を記載する。

5 雇用継続給付関係 (高齡)

令和7年
4月施行

(3) 令和7年4月1日以降の制度改正

現
行

60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年以上となった日、以下同）以降の支給率は、賃金の低下率が61%以下の場合は賃金額の15%、低下率が61%超75%未満の場合は支給対象月に支払われた賃金額（みなし賃金額）が増える程度に応じ15%から一定の割合で減じた率、低下率が75%以上の場合は0%となります。



新
制
度

令和7年4月1日以降に60歳に達した日を迎えた方の支給率は、賃金の低下率が**64%以下**の場合は賃金額の**10%**、低下率が**64%超**75%未満の場合は支給対象月に支払われた賃金額（みなし賃金額）が増える程度に応じ**10%**から一定の割合で減じた率、低下率が75%以上の場合は0%となります。

※支給限度額・最低限度額の扱いは変わりません。

※令和7年3月31日以前に60歳に達した日を迎えた方は、従来どおりの支給率15%のままです。

5 雇用継続給付関係（介護）

（4）介護休業給付

① 受給資格

- ・ 家族介護のため、「介護休業」を取得した被保険者であること。
- ・ 介護休業開始日の前2年間に、「みなし被保険者期間」が12か月以上あること。

令和4年
4月改正

期間雇用
者のみ

→同一事業主のもとで1年以上雇用が継続していること

- ・ 介護休業開始予定日から起算して93日経過日から6か月経過日までに労働契約が満了することが明らかでないこと

② 提出書類

- ・ 介護休業給付金支給申請書（「申請者氏名」欄に記名）
- ・ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- ・ 振込先口座確認資料（本人名義の「普通預（貯）金口座通帳」の写し等）
- ・ 介護休業申出書
- ・ 介護対象者の氏名・性別・生年月日と介護対象者との続柄確認書類（住民票、戸籍謄本等）
- ・ 賃金台帳・出勤簿等（必要に応じて）

↓同居の場合 ↓同居していない場合